

総行公第38号
平成28年4月20日

全国知事会事務総長
全国市長会事務総長
全国町村会事務総長 } 殿

総務省自治行政局公務員部長

「平成28年熊本地震」に係る被災地方公共団体に対する人的支援について

このたびの「平成28年熊本地震」については、熊本県及び市町村（熊本市を除く）は「九州・山口9県災害時応援協定」により、熊本市は、「21大都市災害時相互応援に関する協定」により、積極的な職員派遣が進められています。

一方では、被災地方公共団体においては、今後とも、避難所の運営、住宅の応急危険度判定、罹災証明書の交付等の多岐にわたる業務の実施が見込まれ、さらなる派遣職員が必要になるものと考えています。

つきましては、このような状況を踏まえ、被災地方公共団体への職員派遣について、格別の御協力をお願いします。

連絡先

公務員課公務員第四係 安達、相馬、川崎
電話 03-5253-5544（直通）

総行公第 7 3 号
平成 2 8 年 7 月 7 日

各 都 道 府 県 知 事 }
各 指 定 都 市 市 長 } 殿

総務省自治行政局公務員部長
(公 印 省 略)

平成 2 8 年熊本地震に係る被災地方公共団体に対する中長期の職員派遣について

平成 2 8 年熊本地震に係る被災地方公共団体への人的支援については、熊本県及び市町村（熊本市を除く。）は「九州・山口 9 県災害時応援協定」により、熊本市は「2 1 大都市災害時相互応援に関する協定」により、避難所の運営や罹災証明に関する家屋被害調査等について、積極的な対応をいただいています。

一方で、被災地方公共団体においては、今後、復旧・復興事業等を進めていかなければならず、必要な職員の派遣が要請されています。

このため、今般、平成 2 8 年熊本地震に関する中長期の職員派遣のスキームについて別添のとおり取りまとめましたので、貴団体におかれましては格別のご支援、ご協力をいただきますようお願いいたします。

なお、今回の中長期の職員派遣については、地方自治法第 2 5 2 条の 1 7 の規定に基づく職員派遣によることが適当であると考えており、その際、被災地方公共団体における派遣職員の受入れ経費については、特別交付税措置を講じることとしておりますので申し添えます。

併せて、貴都道府県内の市区町村に対してもこの旨伝達していただきますようお願いいたします。

本通知は、地方公務員法第 5 9 条（技術的助言）及び地方自治法第 2 4 5 条の 4（技術的な助言）に基づくものです。

連絡先

公務員部公務員課 松田、安達、相馬

電話 0 3 - 5 2 5 3 - 5 5 4 4（直通）

総行公第 73 号

平成 28 年 7 月 7 日

全国知事会事務総長
全国市長会事務総長
全国町村会事務総長

} 殿

総務省自治行政局公務員部長

(公 印 省 略)

平成 28 年熊本地震に係る被災地方公共団体に対する中長期の職員派遣について

平成 28 年熊本地震に係る被災地方公共団体に対する中長期の職員派遣について、各都道府県知事及び各指定都市市長あて別添のとおり協力を要請いたしましたのでお知らせいたします。

また、今般、平成 28 年熊本地震に関する中長期の職員派遣のスキームについて別添のとおり取りまとめましたので、貴団体におかれましては格別のご協力をいただきますようお願いいたします。

連絡先

公務員部公務員課 松田、安達、相馬

電話 03-5253-5544 (直通)